

# 北九州市公報

発行所  
北九州市小倉北区内1番1号  
北九州市役所

## 目次

	ページ
◇ 規 則	
○ 北九州市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則【総務企画局人事部人事課】	3508
◇ 訓 令	
○ 北九州市職員出勤簿処理規程の一部を改正する訓令【総務企画局人事部人事課】	3511
◇ 告 示	
○ 介護保険法による指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者からの廃止の届出【保健福祉局地域支援部介護保険課】	3513
○ 市道の路線認定【建設局総務部管理課】	3514
○ 市道の路線変更【建設局総務部管理課】	3516
○ 市道の路線廃止【建設局総務部管理課】	3517
○ 財政のあらまし【財政局財務部財政課】	3518
○ 北九州市関門海峡ミュージアム等の指定管理者（2件）【産業経済局観光部門司港レトロ課】	3530
○ 北九州学術研究都市産学連携センター等の指定管理者（2件）【産業経済局新産業振興部新産業振興課】	3532
◇ 公 告	
○ 総合特別区域法に基づく指定法人の指定【総務企画局政策部政策調整課】	3534
○ 大規模小売店舗立地法による意見の概要の縦覧【産業経済局地域産業振興部商業振興課】	3535
◇ 上下水道局	

- 北九州市上下水道局職員就業規則の一部を改正する規程【上下水道局  
総務経営部総務課】 3 5 3 7

◇ 交 通 局

- 北九州市交通局就業規程の一部を改正する規程【交通局総務経営課】 3 5 4 0

◇ 病 院 局

- 北九州市病院局職員就業規程の一部を改正する規程【病院局総務課】 3 5 4 3

◇ 教育委員会

- 北九州市立学校職員出勤簿処理規程の一部を改正する訓令【教育委員  
会事務局学務部教職員課】 3 5 4 6

## 本号で公布された条例等のあらまし

◇北九州市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

- 1 夏季休暇を特別休暇として新設することにしました。
- 2 末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供に伴う必要な検査、入院等をする場合に特別休暇を与えることにしました。

この規則は、平成25年4月1日から施行することにしました。ただし、2については、平成25年1月1日から施行することにしました。

北九州市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年12月28日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第91号

北九州市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

北九州市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（昭和38年北九州市規則第14号）の一部を次のように改正する。

第6条中「、病気休暇及び臨時休暇」を「及び病気休暇」に改める。

第10条を次のように改める。

第10条 削除

第14条第3項中「、臨時休暇」を削る。

別表第3中

「

3 骨髄移植のための骨髄液の提供	必要と認められる期間	骨髄移植のための骨髄液の提供希望者としてその登録を実施する者に対しての登録の申出に伴い、又は骨髄移植のための配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者への骨髄液の提供に伴う必要な検査、入院等をする場合に与えられるものとする。
------------------	------------	---

を

」

「

3 骨髄移植のための骨髄の提供等	必要と認められる期間	骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対しての登録の申出に伴い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者への骨髄移植のための骨
------------------	------------	--

に、

		髓若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供に伴う必要な検査、入院等をする場合に与えられるものとする。
--	--	---

16 退勤 途上の危 険回避	必要と認められる期間	地震、水害、火災その他の非常災害により職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合に与えられるものとする。
----------------------	------------	--

を

16 退勤 途上の危 険回避	必要と認められる期間	地震、水害、火災その他の非常災害により職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合に与えられるものとする。
17 夏季 における 健康保持	休暇年度の6月1日から9月30日までの間に6日（再任用短時間勤務職員にあっては、6日に条例第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項の規定により定められた勤務時間で除して得た数を乗じて得た日数（1日未満の端数があるときは	<p>(1) 夏季における健康保持のため勤務しないことが相当であると認められる場合に与えられるものとする。</p> <p>(2) 休暇は、1日又は半日単位とし、半日単位の休暇は正午で区分し、2回をもって1日の休暇とする。</p> <p>(3) 第7条第4項、第7項及び第9項の規定は</p>

に

<p>、これを四捨五入して 得た日数) ) を超えな い範囲内において必要 と認められる日数</p>	<p>、この休暇に準用する。</p>
--	--------------------

」

改める。

付 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。ただし、別表第3の改正規定（3 骨髄移植のための骨髄液の提供に関する部分に限る。）は、平成25年1月1日から施行する。

北九州市訓令第7号

庁中一般

北九州市職員出勤簿処理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成24年12月28日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市職員出勤簿処理規程の一部を改正する訓令

北九州市職員出勤簿処理規程（昭和38年北九州市訓令第6号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第7号ウ中「骨髄液の提供」を「骨髄の提供等」に改め、同号に次のように加える。

チ 夏季における健康保持

(ア) 1日を単位とするとき

夏 季

(イ) 半日を単位とするとき

a 午前するとき

夏季前

b 午後するとき

夏季後

第5条第1項中第10号を削り、第11号を第10号とし、第12号から第17号までを1号ずつ繰り上げ、同項第18号中「第12号まで及び第23号」を「第11号まで及び第22号」に改め、同号を同項第17号とし、同項第19号から第26号までを1号ずつ繰り上げ、同条第3項中「第11号ウ、第12号ウ、第18号又は第23号」を「第10号ウ、第11号ウ、第17号又は第22号」に、「第11号又は第12号」を「第10号又は第11号」に改める。

第7条中「第5条第1項第13号イ、第16号又は第17号」を「第5条第1項第12号イ、第15号又は第16号」に、「同項第15号」を「同項第14号」に改める。

第8条第1項中「第12号まで及び第23号」を「第11号まで及び第22号」に改める。

第9条第2項中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号を第8号とし、同項第10号中「第12号まで及び第23号」を「第11号まで及び第22号」に改め、同号を同項第9号とし、同項第11号を同項第10号とする。

第2号様式中「・臨時休暇」を削る。

付 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第5条第1項第7号ウの改正規定は、平成25年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令の施行の際、現に存する旧様式による用紙については、なお当分の間これを取り繕って使用することができる。



北九州市告示第465号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項及び第115条の15第2項の規定により、指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者から廃止の届出があったので、同法第78条の11第1項第2号及び第115条の20第1項第2号の規定により次のとおり告示する。

平成24年12月28日

北九州市長 北 橋 健 治

認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び主たる事務所の所在地	代表者の氏名	廃止年月日
40719 01591	グループホームマルミ 福岡県田川市 大字伊田37 64番地1	有限会社マルミ産業 福岡県田川市 大字伊田35 4番地	三村政實	平成24年 12月5日

北九州市告示第466号

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により、次のとおり市道の路線を認定する。

その関係図面は、告示の日から2週間北九州市建設局総務部管理課において、一般の縦覧に供する。

平成24年12月28日

北九州市長 北橋健治

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名等

整理番号	路線名	起 点	終 点
3326	赤坂47号線	小倉北区赤坂二丁目	小倉北区赤坂二丁目
3327	井堀69号線	小倉北区井堀二丁目	小倉北区井堀二丁目
3328	井堀70号線	小倉北区井堀二丁目	小倉北区井堀二丁目
3329	篠崎94号線	小倉北区篠崎二丁目	小倉北区篠崎二丁目
3330	南丘30号線	小倉北区南丘一丁目	小倉北区南丘一丁目
6192	上吉田105号線	小倉南区上吉田二丁目	小倉南区上吉田二丁目
6193	上吉田106号線	小倉南区上吉田二丁目	小倉南区上吉田二丁目
6194	上吉田107号線	小倉南区上吉田二丁目	小倉南区上吉田二丁目
6195	企救丘84号線	小倉南区企救丘五丁目	小倉南区企救丘五丁目
6196	葛原102号線	小倉南区葛原三丁目	小倉南区葛原三丁目

6 1 9 7	葛原 1 0 3 号線	小倉南区葛原三丁目	小倉南区葛原三丁目
6 1 9 8	下城野 2 4 号線	小倉南区下城野三丁目	小倉南区下城野三丁目
6 1 9 9	田原新町 5 0 号線	小倉南区田原新町一丁目	小倉南区田原新町一丁目
6 2 0 0	蜷田若園 4 5 号線	小倉南区蜷田若園三丁目	小倉南区蜷田若園三丁目
6 2 0 1	湯川新町 1 1 4 号線	小倉南区湯川新町三丁目	小倉南区湯川新町三丁目
6 8 7 0	黒崎城石 2 号線	八幡西区黒崎城石	八幡西区黒崎城石
6 8 7 1	黒崎城石黒 崎 1 号線	八幡西区黒崎城石	八幡西区黒崎三丁目
6 8 7 2	小嶺 4 9 号 線	八幡西区小嶺一丁目	八幡西区小嶺一丁目
6 8 7 3	鉄王 4 9 号 線	八幡西区鉄王二丁目	八幡西区鉄王二丁目
6 8 7 4	鉄王 5 0 号 線	八幡西区鉄王一丁目	八幡西区鉄王一丁目
6 8 7 5	東鳴水 6 0 号線	八幡西区東鳴水五丁目	八幡西区東鳴水五丁目
6 8 7 6	別所町 1 9 号線	八幡西区別所町	八幡西区別所町

北九州市告示第467号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定により、次のとおり市道の路線を変更する。

その関係図面は、告示の日から2週間北九州市建設局総務部管理課において、一般の縦覧に供する。

平成24年12月28日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名等

整理番号	路線名	新旧別	起 点	終 点
3302	長浜町15号線	新	小倉北区長浜町	小倉北区長浜町
		旧	小倉北区長浜町	小倉北区長浜町
2696	田原新町5号線	新	小倉南区田原新町一丁目	小倉南区田原新町一丁目
		旧	小倉南区田原新町一丁目	小倉南区田原新町一丁目
3020	長野43号線	新	小倉南区大字長野	小倉南区大字長野
		旧	小倉南区大字長野	小倉南区大字長野
3031	長野54号線	新	小倉南区大字長野	小倉南区大字長野
		旧	小倉南区大字長野	小倉南区大字長野
4966	中曽根東1号線	新	小倉南区曾根北町	小倉南区中曽根東二丁目
		旧	小倉南区中曽根東二丁目	小倉南区中曽根東二丁目
6044	曾根224号線	新	小倉南区曾根北町	小倉南区曾根北町
		旧	小倉南区大字曾根	小倉南区大字曾根

北九州市告示第468号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定により、次のとおり市道の路線を廃止する。

その関係図面は、告示の日から2週間北九州市建設局総務部管理課において、一般の縦覧に供する。

平成24年12月28日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名等

整理番号	路線名	起 点	終 点
3310	長浜町1 8号線	小倉北区長浜町	小倉北区長浜町

北九州市告示第469号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第1項及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第40条の2第1項の規定に基づき、平成24年9月30日現在における本市の財政状況等をここに公表する。

平成24年12月28日

北九州市長 北 橋 健 治

## 財政のあらまし

### はじめに

本市の今後の財政運営について中長期的な視点で見ると、地価の下落等による市税の減収が見込まれる一方、少子高齢化の進展に伴う福祉・医療費等が引き続き増加する見込みであり、さらに老朽化した公共施設の更新経費なども必要なため、厳しい財政状況が続くことが予想されます。

こうした状況の下、更なる行財政改革に取り組み、限られた財源の中で「選択と集中」を行いながら、平成20年12月に策定した「元気発進！北九州」プランの着実な実現と持続可能で安定的な財政運営の両立を図ってまいります。

本書は、平成23年度決算及び平成24年度上半期の財政運営状況についてのあらましをまとめたものです。

本書を通じて本市の財政状況をご理解いただき、今後とも行財政運営に対する市民のみなさまのご協力をお願いいたします。

# 1 平成23年度決算の状況

## (1) 平成23年度決算概要

平成23年度一般会計及び普通特別会計の総決算額は、

歳入 9,998億6,050万円

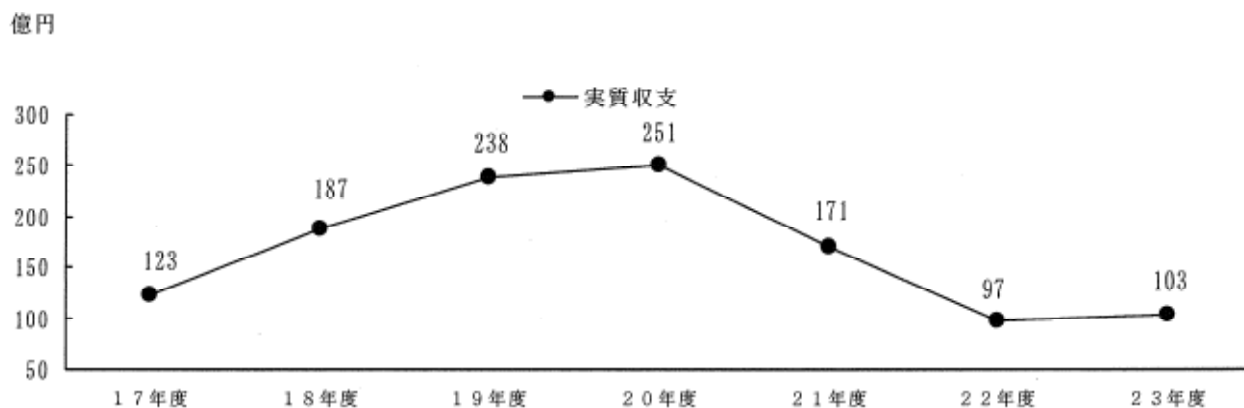
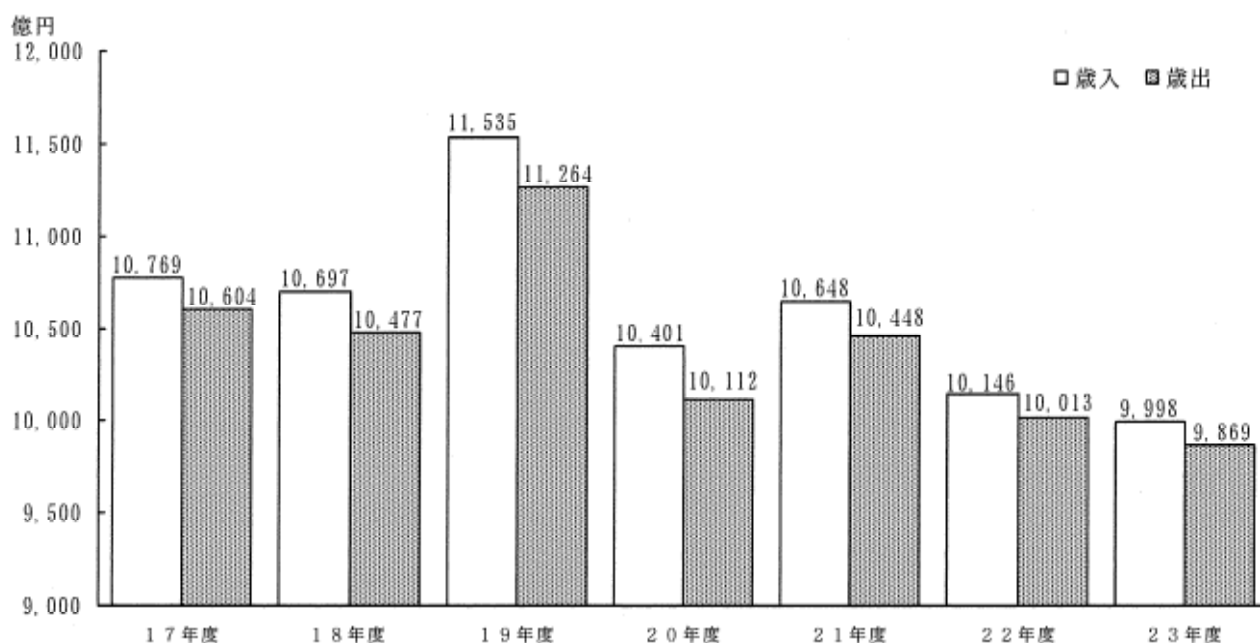
歳出 9,869億2,183万円

で、歳入、歳出の対前年度比はそれぞれ、1.5%、1.4%減となっています。

また、形式収支は129億3,867万円、実質収支では、102億5,594万円となり、黒字を続けています。

歳入歳出決算額及び実質収支の推移は、次図のとおりです。

歳入歳出決算額及び実質収支の推移（一般会計・普通特別会計総計）



## (2) 会計別歳入・歳出決算額

(単位：千円)

区 分		歳 入 A	歳 出 B	歳入・歳出 差 引 額 C (A-B)	翌年度へ繰 り越すべき 財源 D	実質収支 (C-D)
一 般 会 計		522,999,403	518,602,514	4,396,889	2,609,176	1,787,713
普 通 特 別 会 計	国民健康保険	117,295,981	116,283,454	1,012,527	—	1,012,527
	食肉センター	410,668	338,637	72,031	—	72,031
	中央卸売市場	876,123	741,371	134,752	267	134,485
	渡 船	390,158	319,923	70,235	3,605	66,630
	国民宿舎	27,294	4,193	23,101	—	23,101
	競輪、競艇	87,215,459	86,003,046	1,212,413	—	1,212,413
	土地区画整理	962,507	883,316	79,191	50,190	29,001
	土地区画整理事業 清算	6,682	1,682	5,000	—	5,000
	港湾整備	9,506,762	9,179,482	327,280	924	326,356
	公債償還	160,620,099	160,620,099	0	—	0
	住宅新築資金等貸付	401,514	189,605	211,909	—	211,909
	土地取得	44,849	44,849	0	—	0
	駐 車 場	785,489	711,234	74,255	—	74,255
	母子寡婦福祉資金	1,294,824	365,554	929,270	—	929,270
	産業用地整備	1,789,160	866,903	922,257	—	922,257
	廃棄物発電	1,981,457	1,252,662	728,795	—	728,795
	漁業集落排水	28,889	24,002	4,887	—	4,887
	介護保険	74,803,663	73,835,456	968,207	—	968,207
	空港関連用地整備	37,349	3,548	33,801	—	33,801
	学術研究都市 土地区画整理	3,422,505	2,047,163	1,375,342	18,572	1,356,770
臨海部産業用地貸付	2,315,246	2,315,246	0	—	0	
後期高齢者医療	12,644,424	12,287,893	356,531	—	356,531	
計	476,861,102	468,319,318	8,541,784	73,558	8,468,226	
合 計	999,860,505	986,921,832	12,938,673	2,682,734	10,255,939	



## (3) 一般会計歳入決算額款別構成

(単位：千円、%)

区 分		決 算 額		構 成 比 率		対前年度 比 率
		22年度	23年度	22年度	23年度	
自 主 財 源	市 税	157,588,382	159,792,114	29.5	30.5	101.4
	分担金及び負担金	5,659,708	5,809,340	1.1	1.1	102.6
	使用料及び手数料	15,259,176	15,042,789	2.9	2.9	98.6
	財産収入	3,155,670	4,557,363	0.6	0.9	144.4
	寄附金	551,662	397,654	0.1	0.1	72.1
	繰入金	7,444,330	4,197,957	1.4	0.8	56.4
	繰越金	3,692,772	4,791,018	0.7	0.9	129.7
	諸収入	87,437,975	76,398,743	16.4	14.6	87.4
	計	280,789,675	270,986,978	52.7	51.8	96.5
	依 存 財 源	地方譲与税	3,686,790	3,564,283	0.7	0.7
利子割交付金		454,072	334,677	0.1	0.1	73.7
配当割交付金		179,957	209,462	0.0	0.0	116.4
株式等譲渡所得割交付金		61,762	51,983	0.0	0.0	84.2
地方消費税交付金		9,948,819	9,890,024	1.9	1.9	99.4
ゴルフ場利用税交付金		54,250	52,301	0.0	0.0	96.4
特別地方消費税交付金		0	0	0.0	0.0	—
自動車取得税交付金		925,787	843,512	0.2	0.2	91.1
軽油引取税交付金		6,069,610	6,121,424	1.1	1.2	100.9
国有提供施設等所在 市町村助成交付金		26,026	26,123	0.0	0.0	100.4
地方特例交付金		1,602,198	1,410,350	0.3	0.3	88.0
地方交付税		59,056,569	59,904,300	11.1	11.4	101.4
交通安全対策特別交付金		488,756	479,157	0.1	0.1	98.0
国庫支出金		84,346,975	85,909,872	15.8	16.4	101.9
県支出金		18,286,242	19,900,457	3.4	3.8	108.8
市 債	67,499,800	63,314,500	12.6	12.1	93.8	
計	252,687,613	252,012,425	47.3	48.2	99.7	
合 計	533,477,288	522,999,403	100.0	100.0	98.0	

## (4) 一般会計歳出決算額性質別構成

(単位：千円、%)

区 分	決 算 額		構 成 比 率		対前年度 比 率
	22年度	23年度	22年度	23年度	
義 務 的 経 費	252,138,666	251,343,359	47.7	48.5	99.7
人 件 費	71,238,539	69,744,962	13.5	13.5	97.9
扶 助 費	111,817,047	116,790,026	21.1	22.5	104.4
公 債 費	69,083,080	64,808,371	13.1	12.5	93.8
投 資 的 経 費	72,785,240	70,265,539	13.8	13.5	96.5
補 助 事 業 費	37,007,957	44,024,218	7.1	8.5	119.0
単 独 事 業 費	35,777,283	26,241,321	6.7	5.0	73.3
そ の 他 の 経 費	203,762,364	196,993,616	38.5	38.0	96.7
物 件 費	50,407,257	51,422,782	9.5	9.9	102.0
維 持 補 修 費	8,301,640	7,417,152	1.6	1.4	89.3
補 助 費 等	31,229,795	30,683,287	5.9	5.9	98.3
積 立 金	3,857,195	3,633,495	0.7	0.7	94.2
投 資 及 び 出 資 金	2,573,546	2,207,232	0.5	0.4	85.8
貸 付 金	71,203,554	61,936,201	13.5	12.0	87.0
繰 出 金	36,189,377	39,693,467	6.8	7.7	109.7
合 計	528,686,270	518,602,514	100.0	100.0	98.1

## (5) 一般会計歳出決算額目の別構成

(単位：千円、%)

区 分	決 算 額		構 成 比 率		対前年度 比 率
	22年度	23年度	22年度	23年度	
1 議 会 費	1,595,252	1,908,110	0.3	0.4	119.6
2 総 務 費	38,015,189	35,539,468	7.2	6.9	93.5
3 保 健 福 祉 費	124,539,367	133,982,783	23.6	25.8	107.6
4 子 ども 家 庭 費	56,484,762	56,463,105	10.7	10.9	100.0
5 環 境 費	14,574,707	15,139,429	2.8	2.9	103.9
6 労 働 費	1,806,379	1,558,196	0.3	0.3	86.3
7 農 林 水 産 業 費	2,508,885	2,269,459	0.5	0.4	90.5
8 産 業 経 済 費	80,054,839	69,589,273	15.1	13.4	86.9
9 土 木 費	53,373,282	54,322,090	10.1	10.5	101.8
10 港 湾 費	9,157,181	8,394,621	1.7	1.6	91.7
11 建 築 行 政 費	14,422,730	13,546,672	2.7	2.6	93.9
12 消 防 費	13,616,921	12,337,588	2.6	2.4	90.6
13 教 育 費	32,434,266	32,823,645	6.1	6.3	101.2
14 災 害 復 旧 費	258,077	88,479	0.1	0.0	34.3
15 諸 支 出 金	85,844,433	80,639,596	16.2	15.6	93.9
16 予 備 費	0	0	0.0	0.0	—
合 計	528,686,270	518,602,514	100.0	100.0	98.1

## 2 平成24年度上半期財政運営の状況

### (1) 一般会計予算の執行状況

(平成24年9月30日現在)

歳 入				歳 出			
区 分	予算現額 (A)	収入済額 (B)	収入率 (B/A)	区 分	予算現額 (C)	支出済額 (D)	支出率 (D/C)
市 税	1,576 億 5,740 万円	850 億 9,800 万円	% 54.0	保健福祉費	1,412 億 1,110 万円	538 億 1,847 万円	% 38.1
諸 収 入	1,014 億 465 万円	51 億 9,884 万円	5.1	産業経済費	922 億 8,733 万円	647 億 7,739 万円	70.2
国庫支出金	976 億 7,895 万円	329 億 7,022 万円	33.8	土 木 ・ 建築行政費	834 億 5,608 万円	232 億 414 万円	27.8
市 債	837 億 1,750 万円	497 億 3,126 万円	59.4	諸 支 出 金	815 億 9,856 万円	47 億 5,591 万円	5.8
地方交付税	570 億円	423 億 5,071 万円	74.3	子 家 庭 費	568 億 2,335 万円	244 億 5,319 万円	43.0
県 支 出 金	208 億 3,307 万円	21 億 8,248 万円	10.5	議 会 ・ 総 務 費	431 億 7,481 万円	186 億 8,839 万円	43.3
そ の 他	628 億 4,295 万円	263 億 532 万円	41.9	そ の 他	825 億 8,329 万円	267 億 6,009 万円	32.4
合 計	5,811 億 3,452 万円	2,438 億 3,683 万円	42.0	合 計	5,811 億 3,452 万円	2,164 億 5,758 万円	37.2

## (2) 普通特別会計予算の執行状況

(平成24年9月30日現在)

区 分	予 算 現 額 (A)	歳 入		歳 出	
		収入済額(B)	収入率(B/A)	支出済額(C)	支出率(C/A)
公 債 償 還	1,698 億	51 億	%	548 億	%
	4,000 万円	5,612 万円	3.0	9,022 万円	32.3
国民健康保険	1,203 億円	403 億		505 億	
	9,300 万円	9,116 万円	33.5	2,255 万円	42.0
競 輪、 競 艇	1,091 億	251 億		231 億	
	1,400 万円	4,490 万円	23.0	8,709 万円	21.3
介 護 保 険	792 億	316 億		318 億	
	5,897 万円	2,909 万円	39.9	3,724 万円	40.2
後期高齢者医療	140 億	43 億		39 億	
	200 万円	1,317 万円	30.8	1,390 万円	28.0
港 湾 整 備	128 億	22 億		5 億	
	8,392 万円	3,558 万円	17.4	6,939 万円	4.4
そ の 他	112 億	67 億		25 億	
	7,975 万円	4,280 万円	59.8	3,207 万円	22.4
合 計	5,167 億	1,156 億		1,674 億	
	7,164 万円	1,282 万円	22.4	5,246 万円	32.4

(3) 市有財産、市債及び一時借入金

ア 市有財産

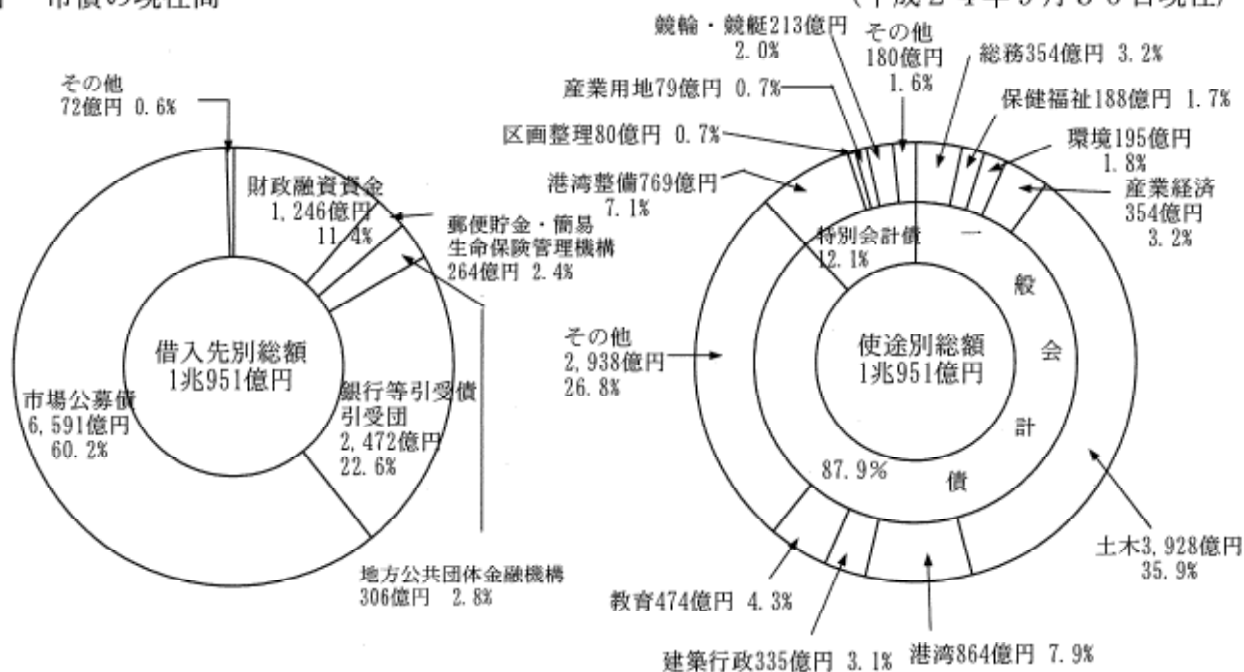
(平成24年9月30日現在)

区分	単位	数 量		
		行政財産	普通財産	合 計
土 地	m <sup>2</sup>	21,216,506	8,101,188	29,317,694
建 物	m <sup>2</sup>	4,590,274	351,154	4,941,428
立 木	m <sup>3</sup>	96,164	—	96,164
船 舶	隻 (t)	4 (188)	—	4 (188)
浮 棧 橋	個	7	—	7
航 空 機	機	1	—	1
物 権	m <sup>2</sup>	677,646	2	677,648
特 許 権	件	1	—	1
著 作 権	件	101	—	101
商 標 権	件	—	9	9

区 分	単 位	数 量
有 価 証 券	千 円	699,120
出 資 に よ る 権 利	千 円	70,938,367

イ 市債の現在高

(平成24年9月30日現在)



ウ 一時借入金

(平成24年9月30日現在)

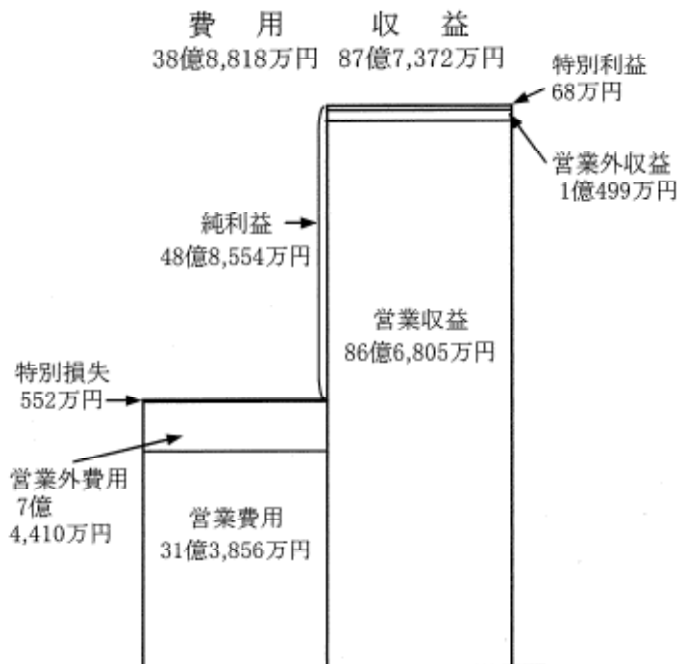
予算で定めた最高限度額	850億円	一時借入金残高	110億円
-------------	-------	---------	-------

# 平成24年度上半期公営企業の業務状況

## (1) 上水道事業会計

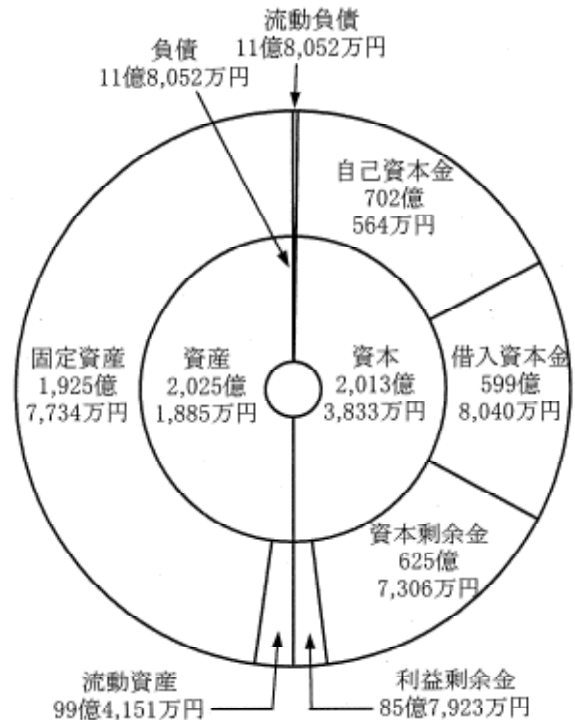
### 〔水道事業〕

損益収支の状況  
(平成24年4月1日から同年9月30日まで)



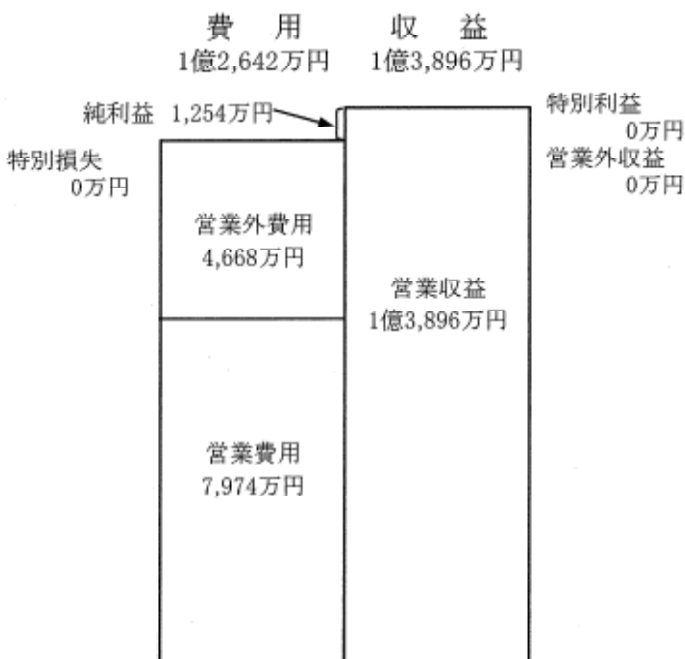
※ 費用には、年度末に一括計上する減価償却費等を計上していない。

貸借対照表図  
(平成24年9月30日現在)



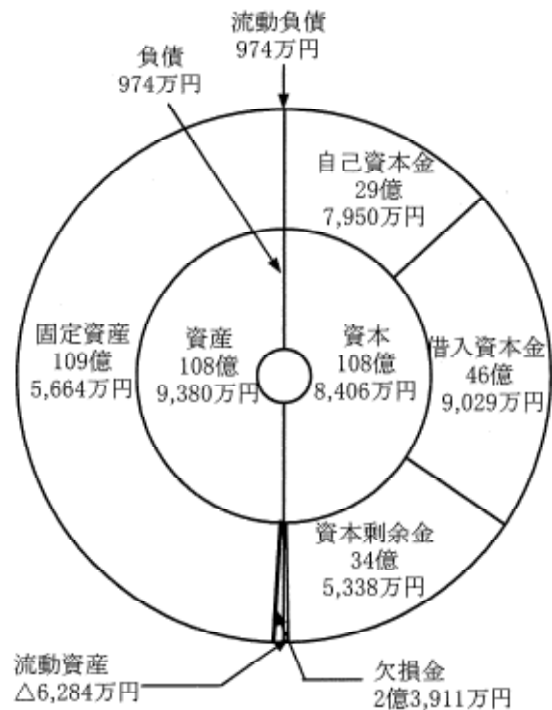
### 〔水道用水供給事業〕

損益収支の状況  
(平成24年4月1日から同年9月30日まで)



※ 費用には、年度末に一括計上する減価償却費等を計上していない。

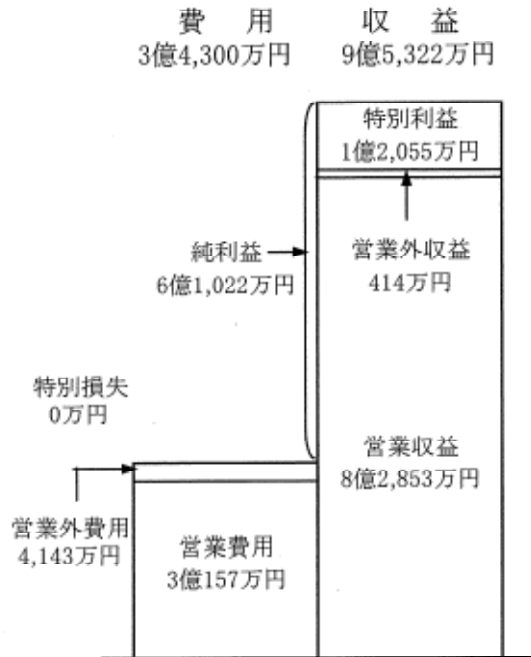
貸借対照表図  
(平成24年9月30日現在)



## (2) 工業用水道事業会計

### 損益収支の状況

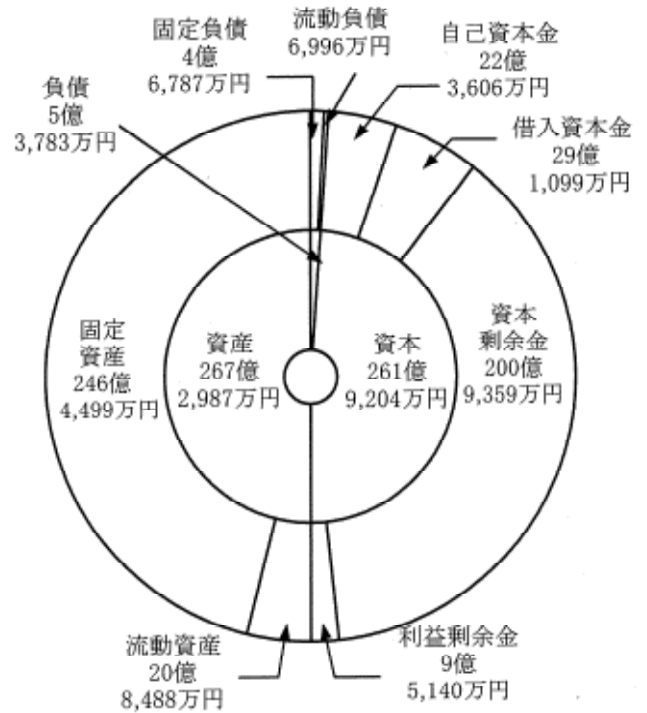
(平成24年4月1日から同年9月30日まで)



※費用には、年度末に一括計上する減価償却費等を計上していない。

### 貸借対照表図

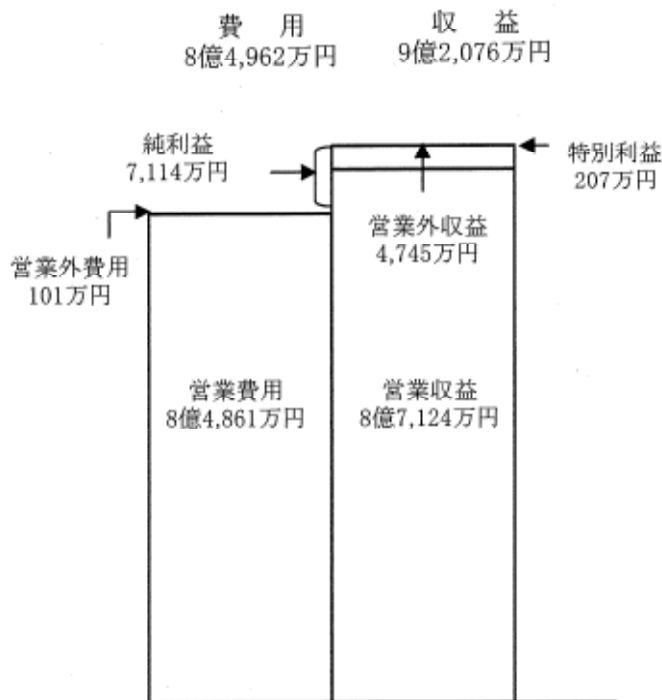
(平成24年9月30日現在)



## (3) 交通事業会計

### 損益収支の状況

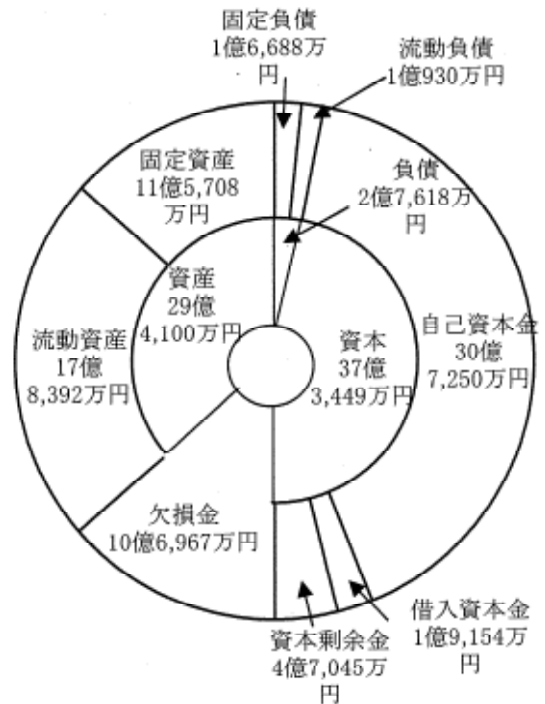
(平成24年4月1日から同年9月30日まで)



※費用には、年度末に一括計上する減価償却費等を計上していない。

### 貸借対照表図

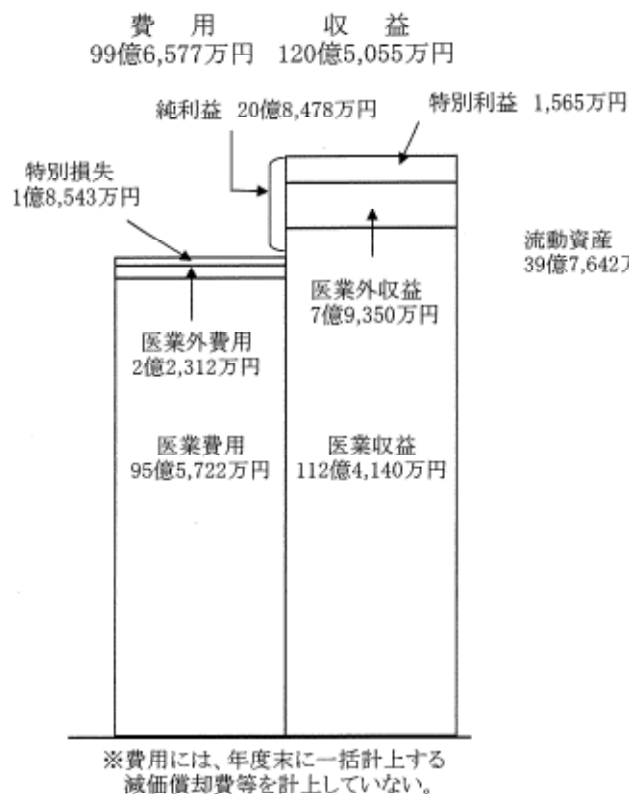
(平成24年9月30日現在)



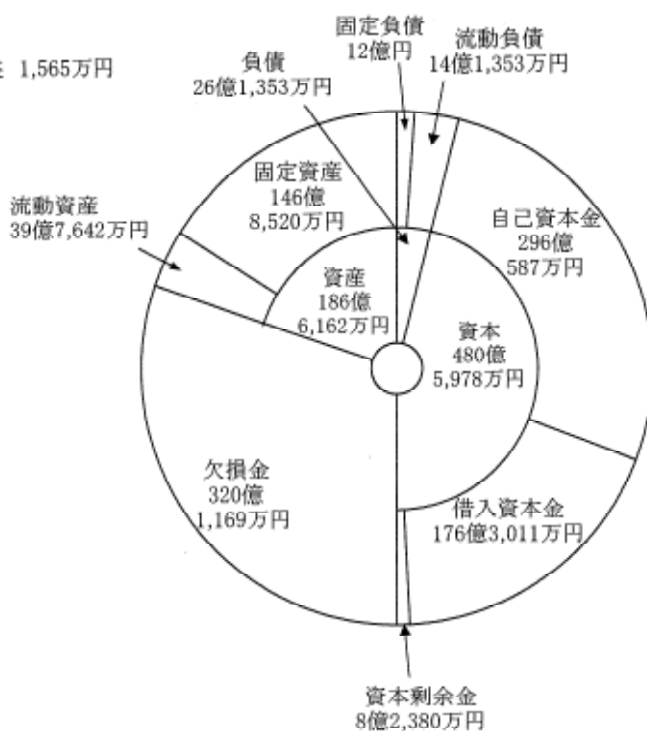


(4) 病院事業会計

損益収支の状況  
(平成24年4月1日から同年9月30日まで)

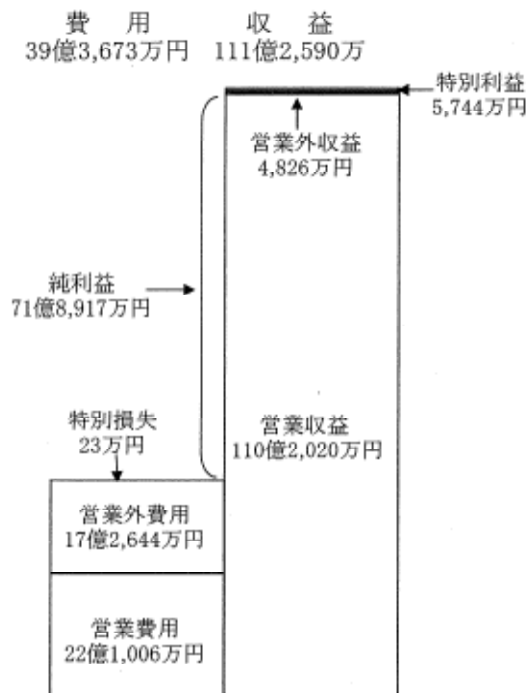


貸借対照表図  
(平成24年9月30日現在)



(5) 下水道事業会計

損益収支の状況  
(平成24年4月1日から同年9月30日まで)



貸借対照表図  
(平成24年9月30日現在)

